

地球市民アカデミア

地球市民アカデミア・ファンド運営審査委員会設置運営要綱

(目的)

- 1 この要綱は、「地球市民アカデミア・ファンド設置規程」(2006年4月1日)の第5条に基づき、地球市民アカデミア・ファンド運営審査委員会(以下、運営審査委員会という)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

- 2 地球市民アカデミア・ファンド(以下、ファンドという)の運営管理および助成金交付を公正かつ適正に行うため、地球市民アカデミア・ファンド運営審査委員会を置く。

(運営審査委員会の所掌事項)

- 3 運営審査委員会は、次のことを所掌する。
 - ①助成対象事業の募集
 - ②助成対象事業の審査および選考
 - ③助成対象事業への助成金の交付
 - ④助成対象事業の実施状況の把握
 - ⑤助成対象事業の活動報告および決算報告の受理
 - ⑥その他、ファンドの運営審査に必要な事項
- 4 助成金の交付については、別に定める。

(運営審査委員会の構成)

- 5 運営審査委員会は、5名以内の委員をもって構成し、うち1名を委員長とする。

(委員の委嘱)

- 6 委員は、地球市民アカデミア1期から10期までの共催団体関係者および地球市民アカデミア修了生のなかから特定非営利活動法人開発教育協会(以下「開発教育協会」という)代表理事が委嘱する。
- 6 委員長は、委員の互選によって選任する。

(委員長の職務)

- 7 委員長は会務を掌理し、運営審査委員会の議長となる。但し、委員長に事故あるときは、その指名する委員が、その職務を代行する。

(委員の任期)

- 8 委員の任期は2年とする。
- 9 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営審査委員会の開催)

10 運営審査委員会は、別に定める「助成金交付要項」に定める日程にしたがい、必要に応じて、委員長が招集して開催する。

(委員による助成申請の制限)

11 委員は、個人としても、グループとしても、助成金に申請することができない。

(意見の聴取)

12 運営審査委員長は、必要に応じて、運営審査委員会に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(事務局)

13 運営審査委員会に事務局を置く。

14 運営審査委員会の事務局長は、開発教育協会事務局長が兼務する。

(雑則)

15 この要綱に定めるもののほか、運営審査委員会の設置運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行)

1 この要綱は、2006年4月1日から施行し、2年間の有効期間を有するものとする。